

協議会・会議の市民公募委員の募集

現委員の任期終了に伴い、新たに次の市民公募委員を募集します。

羽村市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性を確保するとともに、その適正な運営を図るため地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

応募資格 市内在住の40歳以上の方
募集人員 40〜64歳の方1人、65歳以上の方1人
任期 平成26年6月1日から2年間

開催回数 年4回(予定)

開催時間 原則、平日の夜間(午後7時30分から2時間程度)

報酬(月額) 9,000円

応募方法 4月18日(金)午後5時(必着)までに、「地域包括支援センターと地域連携についての考え」を原稿用紙2枚(800字)程度にまとめ、「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ

応募先・問合せ 羽村市高齢福祉介護課地域包括支援センター係(☎)197-20518601(所在地記載不要) ☒s304200@city.hamura.tokyo.jp

第8期羽村市男女共同参画推進会議

男女共同参画社会の実現を目指した施策の充実と推進を図るため、「男女共同参画推進会議」を設置し、市民・団体・企業・行政が一体となった取組みを行います。

誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、一緒に考えていきませんか。

応募資格 市内在住の18歳以上の方
募集人員 6人

任期 平成26年6月下旬から2年間

開催回数 年5回程度

開催時間 主に平日の夜間

報酬(月額) 9,000円

応募方法 4月30日(水)午後5時(必着)までに、「男女共同参画社会に関する考え」を原稿用紙2枚(800字)程度にまとめ、「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接応募先へ

応募先・問合せ 羽村市企画政策課企画政策担当(☎)315-20518601(所在地記載不要) FAX 554-2921 ☒s101000@city.hamura.tokyo.jp

共通事項

- 現在、市のほかの審議会・懇談会などの市民公募委員に在任している方はご遠慮ください。
- 作文の様式は問いません。
- 選考にあたっては作文を審査し、決定します。
- 作文は非公開とし、審査後返却します。
- 選考結果は、応募者全員に通知します。
- 持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分〜午後5時です。

リサちゃんといくるちゃんの 分別クイズ!

くお花見で出る
ごみの分別はわかるかな? >

お花見シーズン到来!
お花見で出たごみも
しっかり分別してね!



Q1 だんごの竹串は?

Q2 ジュースの空き缶は?

Q3 レジャーシートは?

答え Q1 燃やせるごみ Q2 空き缶(資源B) Q3 粗大ごみ(50cm未満に切れれば燃やせるごみ)

狂犬病予防注射 を忘れずに！ ～定期集合注射のお知らせ～

今年も
受けよう！



問合せ

環境保全課環境保全係 ☎ 226

犬を飼っている方は、必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。今年も定期集合注射を行います。

手数料

登録済みの場合 3550円（予防注射3000円、注射済票550円）

※3月に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」（藤色）を持参してください。

新たに登録する場合 6550円（登録料3000円、予防注射3000円、注射済票550円）

注意事項

□ 受付時間を守ってください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。

□ 事前に送付した問診表に必要事項を記入し、持参してください。

□ 犬が病気・妊娠中の場合、注射前に獣医師に申し出てください（会場で猶予手続きは行えません）。

■ 集合注射日程（雨天実施）

期日	会場	所在地	受付時間
4月24日(木)	東会館	羽東 3-11-32	午前9時30分～10時10分
	中央館	羽中 3-6-4	午前10時20分～11時
	美原会館	羽西 1-20-6	午前11時10分～11時50分
	西部地域備蓄倉庫	小作台 5-19-4	午後1時10分～1時40分
	栄会館	栄町 1-14-14	午後2時～2時50分
4月25日(金)	三矢会館	神明台 4-4-9	午前9時30分～10時20分
	神明台会館	神明台 1-17-4	午前10時30分～11時10分
	川崎会館	川崎 3-7-13	午前11時20分～11時50分
	緑ヶ丘第二会館	緑ヶ丘 2-18-2	午後1時10分～1時40分
	羽村市役所	緑ヶ丘 5-2-1	午後1時50分～3時

□ 生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。

□ 事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる人が連れてきてください。

□ 犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。

犬の登録と注射

□ 犬を取得した日、または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

□ 狂犬病予防注射は、必ず毎年4～6月に接種（生まれてから91日以上以上の犬を所有した最初の年は30日以内に接種）しなければなりません。

動物を飼うこと...

法律などで、次のことが定められています。

動物を飼うことについて、もう一度考えてみましょう。



最新まで面倒みられますか？

飼う動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって最新まで面倒をみなければなりません。

不妊・去勢のこと理解していますか？

繁殖した動物を自らの責任で飼養または譲渡できないときは、不妊・去勢手術などの繁殖制限に関する適切な措置に努めなければなりません。

身元表示をしていますか？

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札・狂犬病予防注射済票を装着し、猫やそのほかの動物には名札などを付けましょう。

引き綱でつないでいますか？

犬の散歩をするときは、引き綱（リード）できちんとつなぎましょう。

ふんやおシッコをそのままにしていますか？

散歩にはペットボトルなどで水を携帯し、おシッコをした時は水で流しましょう。

市の条例により、犬のふんの持ち帰りを義務化しています。違反した場合、5000円の過料に処します。

罰則があること知っていますか？

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないとき、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着けないときは、20万円以下の罰金となります。